

## 若者の美術館料金引き下げ条例（案）について

2019年11月26日

日本共産党東京都議会議員団

都立美術館・博物館の常設展の料金（観覧料）について、高校生は無料、26歳未満は半額とする条例の一部改正を提案します。特別展等については条例上に料金の定めがありませんが、条例が成立した際には、各館において、提案の趣旨を汲み、より低廉な観覧料としていただくことを期待します。

### 条例改正提案のおもな内容

- 【対象条例と施設】 東京都現代美術館条例、東京都写真美術館条例  
東京都江戸東京博物館条例（江戸東京博物館・江戸東京たてもの園）
- 【対象となる展示】 常設展
- 【提案する観覧料】 高校生および18歳未満・・・無料  
18歳以上26歳未満（高校生を除く）・・・半額

都立美術館等の常設展の観覧料は、条例でその上限が定められ、小学生以下と都内在住中学生が無料、高校生と都外在住中学生、高齢者（65歳以上）が一般料金の半額となっており、指定管理者が設定する実際の観覧料もこれと同じ比率となっています。大学生等は、条例上は一般に含まれ、実際には一般の8割の金額となっています。

一方、国立美術館の場合、高校生および18歳未満は無料、大学生は一般の半額と、より若い世代に配慮した観覧料となっています。他県の県立美術館も、高校生まで無料の美術館が少なくありません。フランスのルーブル美術館はEU圏内の在住であれば26歳未満は無料となっています。また、都の政策連携団体である東京都交響楽団は、主催公演で26歳未満のチケットを半額にしています。

美術館等の観覧料を無料または低く抑えることは、若い世代の鑑賞機会の拡大に大きな効果があります。例えば東京都美術館は、「ムンク展」や「クリムト展」で一定期間、高校生・大学生等の観覧料を無料にし、その期間の一日当たりの観覧者数は、通常の間期の2倍を超えました。

東京都文化振興条例の第10条は、「都は、青少年が豊かな人間性を形成し、創造的文化活動の担い手となることに資するため、青少年に対し広く文化に接するための機会及び場を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする」としています。若い世代が芸術文化の素晴らしさに触れ、豊かな感性や想像力を育むことは大きな意義があり、若者が芸術文化に触れる機会を増やすとくみが求められています。

【料金の例】

＜現代美術館・写真美術館＞

現行		改正案	
一般	1120 (500)	一般	1120 (500)
大学生等	1120 (400)	18～25 歳	560 (250)
高校生・ 都外中学生	560 (250)	高校生・ 18 歳未満	無料
都内中学生・ 小学生以下	無料		
65 歳以上	560 (250)	65 歳以上	500 (250)

＜江戸東京博物館＞

現行		改正案	
一般	1180 (600)	一般	1120 (500)
大学生等	1180 (480)	18～25 歳	560 (250)
高校生・ 都外中学生	590 (300)	高校生・ 18 歳未満	無料
都内中学生・ 小学生以下	無料		
65 歳以上	590 (300)	65 歳以上	500 (250)

＜江戸東京たてもの園＞

現行		改正案	
一般	900 (400)	一般	900 (400)
大学生等	900 (320)	18～25 歳	450 (200)
高校生・ 都外中学生	450 (200)	高校生・ 18 歳未満	無料
都内中学生・ 小学生以下	無料		
65 歳以上	450 (200)	65 歳以上	450 (200)

※ 条例上の料金（実際の観覧料）、単位：円

※ 実際の観覧料は、条例上の料金を上限として指定管理者が設定。

以 上

# 若者の美術館料金引き下げ条例

3つの条例の一部改正を提案

- (1) 東京都現代美術館条例
- (2) 東京都写真美術館条例
- (3) 東京都江戸東京博物館条例

常設展

高校生以下は**無料**  
若者（18～25歳）は**半額**に

## 国や他県は高校生まで無料

常設展	常設展	常設展
<b>国立</b> 美術館・博物館	<b>県立</b> 広島、兵庫など	<b>都立</b> 美術館・博物館
<b>無料</b>	<b>無料</b>	現代、写真 250円 江戸博 300円

- ルーブル美術館は、26歳未満まで無料

## 若い世代の観覧者が2倍に

ムンク展やクリムト展では、期間限定で高校生や大学生等の観覧料を無料にしたところ、観覧者が通常の期間の2倍を超え、若い世代の鑑賞機会の増加につながっている。

## 東京都文化振興条例

### 第10条（青少年のための施策）

都は、青少年が豊かな人間性を形成し、創造的文化活動の担い手となることに資するため、青少年に対し広く文化に接するための機会及び場を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。